

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

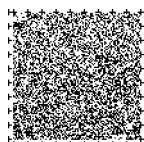
本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえつつ、岩出市がこれまで次世代育成支援行動計画の中で実現を目指してきた精神を継承し、次のように基本理念を定めます。

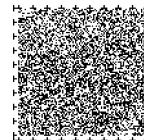
子ども 家庭 地域がともに夢をもてるまち いわで

次代を担う子どもたちが個性豊かで健やかに育つことは、住民すべての願いであり、その道筋を地域全体で支えていくことが大切です。

すべての子どもの健やかな育ちを等しく保障し、子どもたちの最善の利益が実現される社会を目指すために、地域全体が子育て支援に関心を持ち理解を深めていくことが必要になります。

様々な人々とのふれあいやつながりの中で、心豊かな子どもを育てていくとともに、子育てを通じて、家庭・地域がともに成長し、夢をもてるまちを目指します。





2. 基本的な視点

基本理念のもとに、以下の4つの視点で施策を推進します。

■一人一人の子どもを尊重する視点■

すべての子ども一人一人が、生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されていることはもちろんのこと、人と人との関わりを通して、心豊かな人間性を形成し、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立って取組を進めていきます。

また、障害、疾病、虐待、貧困など特に社会的な支援が必要な家庭に対して、子どもへの最善の利益がもたらせるように配慮します。

■次代の親を育む視点■

子どもたちが次代の親となり、将来のまちづくりにとって欠かせない存在であることから、子どもたちが未来に向かって夢と希望を抱き自ら考え行動し、自立して家庭を持つことができるよう、乳幼児期、学童期、思春期などの特性を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の取組を進めていきます。

また、次代に向けての社会基盤の構築、インフラの整備などのより住みやすく暮らしやすいまちづくりに向けての施策を推進します。

■親育ちを支援する視点■

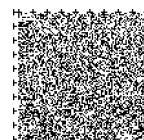
社会環境や価値観の変化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援にかかる利用者のニーズも多様化してきています。このような多様な個別ニーズに柔軟に対応できるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような取組を進めていきます。

また、子育てに対する負担や不安、孤立感をやわらげることで保護者が自己肯定感を持って子どもと向き合えるような取組を推進します。

■地域全体が子育てを支援する視点■

子どもの成長の基盤は家庭にあります。地域社会での様々な経験を通じて社会的に成長します。職場や地域、学校、行政など地域社会全体が子どもの成長を喜びながら、それぞれの役割を果たし、協働して子育て家庭を支える仕組みづくりを構築できるような取組を進めていきます。

また、男女がともに子育てに関わることができるよう、働き方を見直し、仕事と子育ての調和を実現するための施策を推進します。



3. 基本目標

基本理念を実現するために次の4つを基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

基本目標1: 安心して子どもを産み育てる環境をつくります

すべての子どもが健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見への取組に加え、緊急時や必要時に適切な医療を受けることができる小児医療体制の充実など、妊娠・出産期からの切れ目のない継続的な支援を推進します。

基本目標2: 地域で子育て家庭を支える環境をつくります

子育ての基本は家庭にあります。子どもは社会を構成する一員であり、心身ともに健やかに育むためには、家庭はもちろんのこと、地域・企業・行政をはじめ、地域社会全体がそれぞれの立場における役割を担いながら協力し合い、子育てを支えることが重要です。

地域における子育てに関する様々な支援の充実を図るとともに、すべての子育て家庭が身近に感じることができる、地域一体となった子育て支援体制づくりを推進します。

基本目標3: 子どもの最善の利益を支える環境をつくります

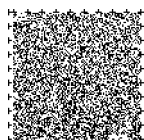
子どもはその一人一人がかけがえのない個性ある存在であり、その子どもたちの「生きる力」を育みながら子どもの健やかな育ちを尊重し、保障できる社会を目指します。

また、昨今問題になっている児童虐待などの子どもの人権が脅かされている状況にも早期発見、早期対応を常とし、場合によっては適切な社会的養護につなげます。

基本目標4: 健全な子どもを育む教育・保育環境をつくります

子どもが成長するにつれ、子どもの置かれる状況は大きく変化していきます。幼稚園・保育所から小・中学校へつながる一体的な支援を構築していきます。

また、昨今、子どもに関する社会的事件が急増していることから、安心して外出したり、子どもを犯罪・有害な情報から守るための取組、子どもが本来持っている感性や他人を思いやる心を育むことができるような環境づくりを推進します。



4. 施策の体系

1. 安心して子どもを産み育てる環境をつくります

- (1) 子育て相談・情報提供の充実
- (2) 子どもと親の健康づくりの推進
- (3) 小児医療体制の充実
- (4) 子育て家庭の経済的負担の軽減
- (5) 子どもが遊べる環境の整備

2. 地域で子育て家庭を支える環境をつくります

- (1) 地域子育て支援事業の充実
- (2) 仕事と子育ての両立の推進
- (3) 地域における子育て支援のネットワークづくりの推進
- (4) 地域における子どもの安全確保の推進

3. 子どもの最善の利益を支える環境をつくります

- (1) 児童虐待防止など要保護児童対策の推進
- (2) 障害のある子どもと家庭への支援
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 子どもの貧困問題への取組の推進

4. 健全な子どもを育む教育・保育環境をつくります

- (1) 教育・保育施設、地域型保育事業の推進
- (2) 学校教育環境の充実
- (3) 家庭・地域の教育環境の充実
- (4) 子どもの居場所づくりの推進
- (5) 子どもの健全育成活動の推進

